

ソ同盟における農産物価格と価値法則の問題

宮 鍋 幟

最近のソヴェト経済学界において、もっとも熱心な論議の対象となり、多くの経済学者(および実務家)を捲きこんだ問題は、社会主義のもとでの価値法則とその利用にかんする問題であろう。この論議のおもな内容については、すでに本誌の前号において、野々村教授と岡助教授によってくわしい紹介と検討がなされたが、その意義は、価値法則とその利用が、「現行価格制度を再検討し今後の価格政策の基本方針をうち立てるといふ観点」¹⁾から論議されているところにあるといわれる。つまり、価値法則という原理的な問題が、価格制度の改善という経済政策にかかわる実践的な問題と結びついて論議されているところに、今回の価値法則論議の特徴があるわけである。ソヴェトにおける新しい価値法則論議がこのような観点から行われているかぎり、農産物価格もまたその対象とされるのは当然であろう。事実、今回の価値法則論議についての第2回目の学術討論会(1957年5月)においては、ラプチェフ(И. Д. Лапчев)による「コルホーズ生産と価値法則」と題する報告が行われ、これをめぐって、農産物価格についての討論がなされている。これまでソヴェトにおける農産物価格についてのモノグラフィーはほとんど皆無といつてよく²⁾、したがってソヴェト経済の研究領域のなかでもとくに「陽のあたらない場所」³⁾

という感が深かったおりから、価値法則論議のこのような進展は、充分注目に値いするものと思われる。

ソヴェトにおける価値法則論議はなお続行中であり、それと関連して農産物価格についての論議もさらに進められるであろうが、この小稿の目的は、今回の価値法則論議のうちでこれまでになされた農産物価格についての論議を検討し、それを通して、ソヴェト農産物価格の今後の研究のための1つの手がかりをえたい、ということにある。

I

周知のように、ソヴェトにおける農業生産の大半はコルホーズ形態によって行われている。したがってソヴェトの農産物価格を問題とするばあい、考察の中心になるのは、なによりもまずコルホーズ生産物の価格であろう。そしてこれには、(1)調達価格、(2)買付価格、および(3)コルホーズ市場価格の3つがあるが、そのうち(1)と(2)は国定の計画価格であり生産者価格であるのに対して、(3)はコルホーズとコルホーズ員の裁量(および市場の需給関係)によってきまる自由価格であり消費者価格の性格をも有しているという点、両者には根本的な性格のちがいがあつた。さらに、コルホーズの商品化生産物⁴⁾のうちで、前者の価

1) 野々村一雄・岡稔、「社会主義のもとでの価値と価格」『経済研究』9巻2号、137ページ。

2) ソヴェト価格制度全般にかんじたものとしてはつぎのものがある。А. Майзенберг, Ценообразование в народном хозяйстве СССР, Москва, 1953.; Н. Langer, *Das Preissystem der Sowjetunion*, Berlin, 1953.

3) Обсуждение вопроса о законе стоимости и ценообразовании в СССР в Институте экономики Академии наук СССР, «Вопросы экономики» No. 2, 1957, стр. 77.

4) 「商品」というカテゴリーは、ソヴェトでは言葉の広い意味で使われている。たとえば、コルホーズの自己経営の外に出る生産物をすべて「商品」のなかにふくめているし、ソホーズのばあいにもあてはめられている(А. И. Козуров, Экономическая статистика, Москва, 1953, стр. 233; И. С. Кувшинов и т. д., Экономика социалистического сельского хозяйства, Москва, 1957, стр. 379)。しかし、ここではそして以下でも、コルホーズおよびコルホーズ員によって価格をもって売られるものにかぎる。

格を通じて実現される部分の方が後者の価格によって実現される部分よりも大きい、というちがいも考えられる。このような差異から、ソヴェトにおける農産物価格の論議は、現在までのところ、もっぱらうえにのべた(1)と(2)に集中されている。

論議の検討にうつるまえに、まず順序として、これらの価格についてのアウトラインを示しておこう⁵⁾。

コルホーズ生産物のうちのかなりの部分は、国家に引き渡される。まず MTC の作業にたいする現物支払(натуроплата)があるが、これは、コルホーズ生産物の生産のさいに国家が支出した(MTC の作業という形で)部分を補填するためのものであって、商品としてはなしに国家の管理のもとにはいる。これにたいして、コルホーズの生産物が商品化して国家に引き渡される方法に国家調達(государственная заготовка)と国家買付(государственная закупка)の2つがあり、前者はさらに義務納入(обязательная поставка)と予約買付(контрактация)とにわかれている。義務納入は、直接的消費物資の色彩の強い生産物(穀物・畜産物・じゃがいも・野菜など)についてなされ、1ヘクタールあたりの義務納入基準量にもとづいて、コルホーズが義務として国家に納入するものである。予約買付は、コルホーズと国家調達機関とのあいだにあらかじめ結ばれた契約にしたがって、農産物がこれらの機関に売却されるもので、現在では主として農産原料(綿花・亜麻・甜菜・茶・煙草・羊毛・皮革など)について行われている。

調達価格(заготовительная цена)とは、この義務納入と予約買付のさいに支払われる価格のことであり、とくに予約買付のばあい、予約(計画)以上の超過引渡分にたいしては、累進的な特別報償金が与えられる。たとえば、羊毛と皮革のばあいは、超過引渡分について基準調達価格の150%の報償金が支払われ、煙草のばあいは、10%までの超過引渡分について基準調達価格の150%の報償金が、10—25%のそれについては200%の報償金が、25

%以上のそれについては300%の報償金が支払われるというように。さらに、予約買付にたいしては調達とひきかえに工業製品の割引価格での交付(いわゆる「商品交付」отоваривание)も行われているので、義務納入のばあいよりもコルホーズにとって有利であることがわかる。

つぎに、このような国家調達による引き渡しをおえたあとコルホーズに残された生産物を、国家は調達価格よりもはるかに高い価格で買いつける。これがさきにのべた国家買付であり、このばあいに適用される価格が買付価格(закупочная цена)である。なお、調達価格も買付価格も、いずれも同種農産物について地帯別・品質別の格差がつけられている。

ところで、コルホーズ生産の特質は、全国家的資産である土地のうえで、単一の生産過程が、2人の所有者すなわちコルホーズとMTCという形態での国家とによって行われているということであり、ここからコルホーズ生産物の価格の基礎であるその価値(社会的生産費)は、つぎのような構成となる。——(1)コルホーズとMTCの消費された生産手段の価値、(2)コルホーズ員とMTC従業員の自分のための労働によって作りだされた生産物の価値、および(3)コルホーズ員とMTC従業員の社会のための労働によって作りだされた生産物の価値。このうち、(2)がコルホーズ員とMTC従業員のいわば賃金部分であり(3)がコルホーズ・MTC企業と国庫の純所得である。(1)+(2)がコルホーズ生産物の原価を構成する。では、このような価値規定によるコルホーズ生産物の構成要因と関連して、当面の問題である調達価格と買付価格は、どのように定められるのであろうか。この点では、『経済学教科書』は調達価格について、つぎのようにいっている。

「これらの価格を計画化するにあたって、国家は、それぞれの農産物の価値、国民経済にとつてのその農産物の重要性を考慮にいれ、また、それを生産することがコルホーズにとつて経済上もうけがあるかどうかを考慮にいれる。それと同時に、調達価格は、国家全体としての必要をみたすために、コルホーズの純所得の一部が国家の資産としてはいることを保証するような額に、さだめられる⁶⁾。」

5) 以下の敘述は、マイゼンベルグとランガーの著書による。Л. Майзенберг, там же, стр. 191—199; Н. Langer, a. a. O. SS. 74—78.

コルホーズ生産物の価格形成の原理ともいえるべきものは、調達価格についていわれたとおりであるとしても、実際には、さきにみたような複数の価格が存在し、これら価格の相互関係は複雑である。個々の価格が、果して「経済上のもうけ」や「農産物の価値」を十分考慮してきめられているかどうかは、また別個に考察されるべき問題であろう。周知のように、スターリンは、いわゆる「スターリン論文」(1952年)のなかで、当時の価格政策にみられる混乱を指摘しながら、計画作成者や経済実務家たちが価値法則をよく知らず、価格の決定にあたってそれを考慮していないことを「こまったこと」⁷⁾だと非難している。彼があげた例は、穀物と綿花のトンあたり調達価格をひとしくきめようとする、計画作成者たちの価値法則の作用を無視した提案である。

こうした価格政策の混乱が、農業の発展を妨げ農産物の調達を阻害していたことは否定できない。このことは、スターリンの死後にとられた一連の農業発展のための諸方策、なかんづく1953年以来数次にわたる調達価格・買付価格の引きあげと、その結果としてのいちじるし成果⁸⁾をみれば明らかである。しかし、ソヴェトの現行農産物

価格制度は、他の価格制度とともに、1935—40年のあいだに最終的にまとまったものであり、本質的には「ソヴェト国家の発展の第2段階の所産」⁹⁾であるため、その後のときどきにおいて部分的な改善がなされてきたにしても、いまやそれをこえて、さらに農産物価格制度全体をもっと単純でしかも経済的に根拠のあるものに改めることが強く要請されるにいたり、ここに、農産物価格をめぐる活潑な論議もまたたかかわされるようになったものと思われる。以下においてこの論議を整理し、問題点を摘出してみたい。

II

ラブチェフの報告をめぐる討論参加者は17人に達するが、これらの人々のあいだで問題になったのは、(1)農産物の価格形成、(2)コルホーズにおける経済計算制についての2つであった¹⁰⁾。

(1) 農産物の価格形成について。

この問題について報告者ラブチェフは、大要つぎのようにいっている。価値法則は、調達価格および買付価格の規制者ではない。これらの価格の規制者は、なによりもまず、国民経済の計画性ある発展の法則や労働生産性のたゆみない向上の法則であって、ただ価格をきめるさいに、国民経済の発展に不釣合が生じないように価値法則の要求を無視してはならないだけである。国家の手へ純所得を集中する必要上、コルホーズ生産物の価格は、いくらか価値以下でなければならないが、しかしどんなばあいにもコルホーズにおける原価の補填と純所得の入手を保証しなければならない。さらに、価格は、劣等な土地を耕作するさいにも経営の正常な遂行を保証するようにきめられなければならない。農産物の価格形成についてラブチェフは以上のようにのべながら、つづいて、調達価格および買付価格の現行水準についてふれ、それは平均してコルホーズ経営の収益性を保証して

9) Л. Майзенветг, там же, стр. 219.

10) この論議の資料は、とくに指摘しないかぎり、つぎのものによる。Научное совещание по вопросу о законе стоимости и его использовании в народном хозяйстве СССР, «Вопросы экономики» No. 8, 1957. стр. 72—109.

6) ソ同盟科学院経済学研究所『経済学教科書』改訂増補版, 邦訳, 839 ページ。

7) スターリン『ソ同盟における社会主義の経済的諸問題』邦訳(国民文庫), 28 ページ。

8) 1953年以後の農業発展策の国家調達・国家買付にかんする成果を示す表をかかげておく。

国家受入高の割合
(穀物)

	1953年	1955年
義務納入	25.9	17.2
МТСへの現物支払	58.2	47.2
国家買付	5.2	23.9
その他	10.7	11.7
計	100	100

И. С. Кувшинов и т. д., там же, стр. 386.

なお、現在の調達・買付価格の高さについては野々村一雄「ソヴェト経済の現段階—農業」『経済研究』5巻3号, 217 ページ; および奏正流『ソ連の当面する農業問題』朝日新聞調査研究室報告, 1956年, 50 ページを参照されたい。

1954—56年における国家調達と国家買付高の増大
(1951—53年を100とする)

	生産	(国家調達) +(国家買付)
甜菜	121	126
綿花	110	129
亜麻纖維	180	140
じゃがいも	121	125
野菜	133	120

В. В. Мацкевич, К дальнейшему подъему сельскохозяйственного производства «Экономика сельского хозяйства», 1957, No.1, стр. 4.

いるけれども、ただ農産原料については、特別報償金の率を引き上げて、基準調達価格をいくぶん引き上げる必要があるし、肉の調達価格もいくらか高めるようにしなければならぬ、というのである。

このラブチェフの意見については、討論参加者のあいだで、反対者は皆無とあってよかった。いずれも価値法則の要求を考慮して価格をきめねばならず、また、農産物価格は原価以上でかつ価値以下でなければならないという点で共通であった。しかし、現行農産物価格制度の欠陥、したがってその改善については、若干の意見のくいちがいがみられるように思われる。たとえば、パチューリン(A. O. Бачурин)は、現行農産物価格制度の欠陥は、あまりにも価格が多くて複雑すぎるのだといい、調達価格と買付価格をますます接近させることを主張している¹¹⁾。パチューリンのこのような意見をもっと極端におし進めれば、農産物についての単一価格制度の設定を提案することになるにちがいないが、チェレンチェフ(M. Л. Терентьев)の考えがそれである。かれは、いまこそ単一価格制への移行の機は熟しているという。同様な見解はカロタム(H. Г. Каротам)とトゴイエフ(И. Н. Тогоев)にもみられるが、とくにトゴイエフは予約買付制にもとづいた単一価格の設定を主張している。もうひとつの見解は、現行の地帯別調達価格はこれを根本的に改めなければならないというものである。クリコフ(A. Куликов)の意見がこれに属する¹²⁾、また、トレイ(B. A. Трей)とブラギ

11) А. Бачурин, О действии закона стоимости и ценообразовании в народном хозяйстве СССР, 《Вопросы экономики》, No. 2, 1957, стр. 103.

12) А. Куликов, Закон стоимости и ценообразование в СССР, 《Вопросы экономики》 No. 9, 1957, стр. 81—82. クリコフは、現行価格制度の欠陥はつぎのことにあるともいっている。すなわち、コルホーズ生産の発展と商品化部分の増大にさいして、たとえコルホーズ生産物の価値が低下しても、買付部分の増大と累進的特別報償金とによって実現価値の平均はいちじるしく高められ、この結果原料は高価になり、加工工業の収益性は低下し、割のあわない生産部門があらわれ、小売価格との対応関係がみだれる。この結果は、調達価格を引下げ、小売価格を高めることの必要性が発生するのではないかと。

ンスキー(Б. И. Брагинский)がそうであるが、その理由は、コルホーズ生産物の価格形成は、特定地域のコルホーズが、実現された価格で自己の生産費を補填し、かつ拡大再生産するのに十分な利潤をうるようなものでなければならず、そのためには、州別および共和国別の価格差を現在のものよりもなお大きくする必要がある、ということである。

農産物調達および買付価格についての論議は、大体以上のようなものであるが、ラブチェフの主張のうちから、なお1つのことを補足しておこう。それは、ラブチェフのやや奇妙に思われるつぎのような考えである。かれによれば、価格を通じてコルホーズの生産物の価値が補填されることが問題であるかぎり、その原価にせよ価値にせよMTCへの現物支払をコルホーズ生産物の原価のなかにふくめてはならない。なぜなら、もしコルホーズがその作業にたいしてMTCに果たした農産物の原価か価値が価格を通じてうめあわされるならば、それによって、現物支払に相等する等価物がコルホーズに返されることになり、したがってコルホーズでのMTCの作業はただで行われたことになるからである。こうしてラブチェフは、コルホーズ生産物の価格水準を計画化するにあたっては、その価格で補填されるのは、コルホーズ総原価ではなくて、コルホーズ員の過去の労働および必要労働を体現する部分と、コルホーズの実現する純所得のうちに表現されるコルホーズ員の剰余労働の部分とであるべきだ、というのである。これにたいしてはパシコフ(A. И. Пашков)、トゥレットキー(Ш. Я. Турецкий)およびアブラモフ(Ю. В. Абрамов)が反対している。すなわちアブラモフによると、もしラブチェフが提案しているように、MTCの作業にたいする現物支払をコルホーズの支出中にふくめないとすれば、国家はMTCのなした作業にたいして2度の補填をうけることになる。1度は現物(たとえば穀物)で、2度目は(穀物の)調達価格で。トゥレットキーの反対する理由はそれでは現物支払が租税のようなものになってしまうだろうということである。いずれにせよ、わたくしには、この点についてのラブチェフの提案は正

しくないように思われる。

(2) コルホーズにおける経済計算制について。

討論参加者のあいだで意見が対立し活潑な論議が行われたのは、(1)の問題よりもむしろ、(2)の問題についてである。コルホーズにおいて経済計算制を実施するという問題は、最近になって提起されたばかりの問題であるが、それを実現するためには、コルホーズの総生産物とその構成部分の価値評価、貨幣評価が必要であることは自明であろう。そしてこのばあい問題となったのは、(1) MTC への現物支払部分、(2) 商品化部分、(3) 経営内で消費される自己生産物部分(種子・飼料など)、および(4) 作業日もとづくコルホーズ員への分配部分の4つであって、これら諸部分を価値形態、貨幣形態で評価する方法の点で、論者の意見は、大別して3つにわかれた。それは、実際の評価論、条件的評価論、および折衷的評価論である。

まず、ラプチェフは、その報告のなかで、実際の評価を強硬に主張しているが、それはこうである。かれによれば、コルホーズ生産物の価値の構成部分が流通過程で完全に実現されねばならぬことを考慮するならば、あれこれの価値部分を過少評価したり過大評価したりする条件的評価(условные оценки)は許しがたい。条件的評価というのは、たとえば、コルホーズ員の作業日にたいする支給をソホーズ労働者の賃金水準によって(条件的に)評価したり、経営内で消費される自己生産物を原価で評価したりすることであるが、ラプチェフは、ソ同盟農業経済研究所の諸著作はすべて作業日支払の実際の評価(реальные оценки)をしりぞけて条件的評価を主張していると批判しつつ、このような見解は、第1に、労働の量と質に応じた分配原則にもとづいて、コルホーズ員の労働にたいする支払は同一ではないこと、第2に、ソホーズ労働者の労働生産性はコルホーズのそれよりも高く、その結果、ソホーズ生産物1単位あたりの個別価値と原価はコルホーズ生産物のそれよりもはるかに低いということを忘れていて、という。ラプチェフは、したがって、コルホーズ生産物1単位あたりの原価にふくまれるコルホーズ員の生活資料の価値は、ソホーズ生産物の原価にふくま

れているソホーズ労働者のそれよりずっと大きい(2~3倍)という。こうしてラプチェフは作業日に対して支給される現物を、国家小売価格でなく、買付価格で評価するようにといい、これがかれの主張するコルホーズ員の作業日の実際の評価である。そしてその理由として、ほかの価格にくらべて、買付価格がもっとも正しくコルホーズ生産物の価値をあらわしているからであり、また安定価格である程度まで地域的特殊性を考慮しているからであり、さいごにコルホーズ生産物の大部分はこの価格で実現されているからである、という3つの点をあげている。さらにかれは、MTC への現物支払部分をコルホーズ生産物の原価で評価してはならない理由として、それによつては現物支払部分を生産するための全労働支出が考慮されないといい、結局、コルホーズ生産物の商品化部分を実際の実現価格で、MTC への現物支払・経営内で消費される自己生産物・作業日にたいする現物支給などについては、これらを買付価格で評価するようにと提案している。ラプチェフのこのような評価方法にたいして厳密な意味で賛成しているものは、カルノウホヴァ(E. C. Карнаухова)だけであろう。ブラギンスキーも条件的評価に反対して実際の評価に賛成してはいるが、かれは、つぎの点でラプチェフとは異なる。すなわち、コルホーズ員の作業日への現物支給を国家小売価格で評価すべしと主張している点である。それは都市のすべての勤労者が個人的消費物資を国家小売価格で購入しており、コルホーズ員にたいする現物支給をこれと同一にみなしうるからである。あとで折衷的評価論のところでのべるように、論者の多くは、部分的につまりコルホーズ員の作業日評価については実際の評価論であっても、コルホーズ総生産物の他の部分については条件的評価を採用したりしているのである。

つぎに、条件的評価論についてみてみよう。これには、ストルーミリン(С. Г. Струмилин)、トゥレツキー、チェレンチェフ、ルサコフ(Г. К. Русаков)などが属する。これらの人々は作業日支給への条件的評価を主張する点で共通の特徴をもっている。その論拠は、ストルーミリンがのべているように、

コルホーズ員への作業日による分配のうちには、コルホーズ員の必要生産物のほかに、差額地代や利潤の一部もふくまれているからこれをそのまま賃金とみなすことはできないし、したがって、ソホーズ労働者の賃金水準でこれを条件的に評価することが必要だという点にある。ルサコフは、ラプチェフの評価方法によって実際に2つのコルホーズで計算してみると先進的なコルホーズの原価がおくれたコルホーズの原価よりも高くなったとあってラプチェフに反対し、コルホーズの原価計算にとってもっとも適切なのは、作業日の条件的評価——数年間変らない・単一のそれであるが、これが、ソホーズ労働者の賃金水準に準ずる不変の作業日評価であるとのべている。かれは、ドイツ民主共和国や東欧の人民民主主義諸国でも、このような条件的評価が行われていると指摘している。

さて、第3のグループである折衷的評価論には、いろいろな方法がのべられているが、いずれも部分的には条件的評価論であり、実際的評価論であるという点で共通なのである。ここでは一例をあげるにとどめるが、タクムベトフ(М. И. Такумбетов)は、MTCへの現物支払はそのサービスの原価ではなくて価値を支払うのだからという理由で、これを買付価格で評価することに賛成し、他方では、経営内で消費された自己生産物は原価で評価さるべきだ、といている。なお、ブラギンスキーがコルホーズ員への現物支給を国家小売価格で評価するようにと提案をしていることは、さきにふれたとおりであるが、タクムベトフも同じ理由でこのことを提案している。この折衷派はしかし、どちらかといえば、実際的評価論者に近いように思われる。いずれにせよ、個々の点ではちがっていても、原則的には、この派の人々は実際的評価に賛成であるようである。したがって、大きくわければ、このコルホーズにおける原価計算＝経済計算についての論議は、ラプチェフに代表される実際的評価論とチェレンチェフやルサコフに代表される条件的評価論との対立だといえるだろうし、この対立の中心的論点は、コルホーズ員の作業日評価をめぐる問題であったといえよう。

III

以上に観概したところからもうかがえるように、ソヴェトにおける農産物価格と価値法則をめぐる論議は、いままでのところ、あまり実りゆたかなものであったとは思えない。第1の論点である調達価格・買付価格についてみるならば、ソヴェトの現行農産物調達価格制度が、複雑でありすぎ、それをもっと単純で・しかも「経済的に根拠のある価格」制度にしなければならないことは強調された。そして単一価格制度への移行の機はすでに熟している、ともいわれている。しかし、経済的に根拠のあるということの意味については、ほとんど分析されていないといってよい。わずかに、「集中された純所得をつくりだすことへコルホーズ農民を参加させるために、農産物価格はいくらかその価値以下でなければならぬが、しかしいかなるばあいにも、原価の補填と純所得の入手を保証しなければならない。価格は、劣等な土地を耕作するさいにも、気候条件にめぐまれない地域にある土地を耕作するさいにも、経営の正常な遂行を保証しなければならない」(ラプチェフ)といわれているにすぎない。しかしそれでもなお、ソヴェト農業物価形成の問題点がどこにあるかは、うかがい知ることができよう。それは、単純なもしくは単一な農産物価格制度を設定するばあい、第1に、価格水準を価値と原価の中間のどこにきめたらよいかという問題であり、第2に、それぞれの原価(生産費)に応じて各種農産物の価格間に適切な相互関係をうちたてるという問題であり、さらに第3に、国内地帯別に適切な価格差をつけるという問題である¹³⁾。

そしてこれらの問題は、結局のところ、すでにいわれているように社会主義のもとにおける価値法則の利用としての価格の2つの機能、すなわち労働支出計算用具としての価格と統制もしくは刺戟用具としての価格の2機能の相互関係の問題¹⁴⁾、

13) 「経済的に根拠のある価格」とか、「原価に応じた農産物価格の相互関係」とか、「地帯別価格差」とかいう言葉は、ソヴェトでは、いまや、農産物価格について語るばあいの合言葉になったかの感がある。たとえば、И. С. Кувшинов и т. д., там же, стр. 398.

さらにより根本的にいえば、計画性ある発展の法則と価値法則との関連の問題の具体的な発現でもある。「価格の問題において社会主義経済の多くの問題が交叉している」¹⁵⁾ (パチューリン)といわれているが、農産物価格論における今後の問題は、計画性ある発展の法則と価値法則とのからみあいの解明から、さきにのべた具体的な3つの問題の解明にいたるまでを理論的に跡づけてゆくことにあると思われる¹⁶⁾。

さてつぎに、コルホーズの経済計算制の問題についてふれておこう。この点で興味をひくのは、ソヴェトにおける農業生産物の原価計算の歴史についてのべたカルナウホヴァである。それによると、農業生産物の原価計算の問題は新しい問題ではなく、すでに1910—14年と1923—25年の2回にわたって農産物原価計算の方法論が問題にされていたという。そのころ原価計算の問題には、2つの傾向がみられ、ひとつは条件的評価の考えをもとにした計算的(標準的)傾向(калькуляционное(нормативное) направление)であり、もうひとつは農業経営調査の事実資料をもとにした分析的傾向(аналитическое направление)であるが、農産物原価の標準的計算よりも実際の計算の方がすぐれていることは実践がしめした、とカルナウホヴァはいつている。農業経営における労働支払を計算するやり方の問題もこの時期に研究され、労働支払は、労働者の賃金をもとにしたり、農業経営における労働力再生産の価値をもとにしたりして計算

されていた。しかし大部分の経済学者は、農業で働いた日数で実際の農民家族扶養費総額を割ることにより、農民の実際支払をもとにして原価を計算しなければならぬという結論に達したという。

これによって明らかのように、今回の論議における原価計算論の対立は、分析的なものとの標準的なものとの対立であり、前者が実態分析の方向を志すとすれば、後者は標準的・規範的な方向を示しているといえるおすことができよう。しかし、この点について詳論することがわたくしにはまだできないので、ここではただ、ラプチェフの実際的評価は、コルホーズ生産物の個別価値を国内各地帯ごとに計算し、それにもとづいて、社会的価値の計算に近づいてゆこうという意図をもっていたとだけおこす。

ともあれ、農産物価格の論議は、こうしてコルホーズにおける経済計算の問題として、具体的な解明の第一歩をふみだしたといえよう。なお、この小稿ではMTCの改組を前提とせず、従来の制度のままのものとして考察してきた。しかし、いまやMTCは改組されつつある。ただ、このMTCの改組についての判断の材料のまったくといってよいほどとぼしい現在では、ただつぎのことをのべておくだけにとどめたい。すなわち、MTCの改組によって、MTCへの現物支払の部分だけ、今後国家はコルホーズから売買=価格関係を通じて、つまり国家調達や国家買付によって獲得せねばならないだろうということ¹⁷⁾。したがって、当面の問題との関連でいえば、農産物価格の問題の重要性がますます増大するのではないだろうか。

14) 野々村・岡，前掲論文，145ページ参照。

15) А. Бачурин, там же, стр. 94.

16) 今回の農産物価格論議では、差額地代も問題とされたけれども、『経済学教科書』にいられている程度以上にはでていないので、ここでは省略した。

17) 注8)の左表を参照されたい。